

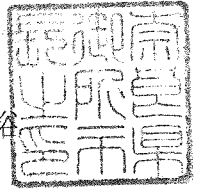


御所市規則第22号

御所市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する規則をここに公布する。

令和2年7月1日

御所市長 東川 裕



御所市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御所市国民健康保険税条例（昭和35年御所市条例第22号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税（後期高齢者支援金課税額分及び介護納付金課税額分を含む。以下「保険税」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象世帯及び減免額)

第2条 保険税の減免額は、次の各号のいずれかに該当するに至った世帯につき、当該各号に定める基準により算定した額とする。この場合において、次の基準のいずれにも該当するときは、当該保険税の全部を減免する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯主（条例第1条第1項及び第2項に規定する世帯主をいう。以下同じ。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯全部

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯で次のアからウまでの全てに該当するもの 次条に規定する算定式により算出した額

ア 世帯主の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 世帯主の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」と

いう。)が1,000万円以下

ウ 減少することが見込まれる世帯の世帯主の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

(減免額の算定)

第3条 前条第2号に該当する者の減免額の算定は、別表第1により算出された対象保険税額に、別表第2に掲げる世帯主の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額とする。

(事業等の廃止及び失業の場合の減免)

第4条 前条の規定にかかわらず、世帯主の事業等の廃止及び失業の場合には、別表第1により算出された対象保険税額の全部を減免する。

(適用除外等)

第5条 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当する者については、この規則の規定による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合においては、第3条の規定を準用する。この場合において、別表第1中「合計所得金額」とあるのは「非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減後の合計所得金額」と、別表第2中「合計所得金額」とあるのは「非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の合計所得金額」に読み替えるものとする。

(対象となる保険税)

第6条 減免の対象となる保険税は、平成31年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が設定されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険の資格取得日から起算して14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日以後に設定されている場合の減免の対象となる保険税は、令和2年2月分以後の保険税とする。

(減免申請等)

第7条 この規則による減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)

は、令和3年3月31日までに国民健康保険税(新型コロナ)減免申請書(様式第1号。以下「減免申請書」という。)及び新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書(様式第2号)に減免を受けようとする理由を証する書面等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、減免申請者が非協力的又は消極的であるため当該減免申請事項について事実の確認が困難な場合には、当該減免申請を受理しないことができる。ただし、その後において事実確認をすることができたときは、申出のあった日の翌日から起算して60日を超えない範囲で減免申請があったものとして取り扱うことができるものとする。

(減免の決定等)

第8条 市長は、減免申請書等に不備がないことを確認したときは、当該減免申請書等を受理し、速やかに審査等を行い、当該減免の適否を決定し、国民健康保険税(新型コロナ)減免決定通知書(様式第3号)又は国民健康保険税(新型コロナ)減免申請却下通知書(様式第4号)により減免申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の適否を決定するに当たり、必要と認めるときは、減免申請者に新たな書類等の提出又は提示を求めることができる。

(減免の取消し等)

第9条 市長は、保険税の減免を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により当該減免の措置を受けたと認められるときは、その措置の変更又は取消しを行い、その旨を当該納税義務者に通知するとともに、当該減免額を納税義務者から延滞金等を加算の上、徴収する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、保険税の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成31年度分及び令和2年度分の保険税に適用する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条第1項に規定する減免申請に係る案件については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第3条—第5条関係)

対象保険税額 = $A \times B / C$
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第2（第3条、第5条関係）

世帯主の前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

国民健康保険税（新型コロナ）減免申請書

年 月 日

御所市長 様

申 請 者	住 所
	氏 名 印
	電話番号

御所市国民健康保険税条例第24条及び御所市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する規則第7条の規定により、国民健康保険税の減免について必要書類を添えて申請します。

なお、申請に当たっては、当該減免について所得等の制限がある場合は、御所市長が私（申請者）及び私の世帯員の所得状況等を官公署、金融機関等に確認することについて同意します。

世帯主 (納税義務者)	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ 住所 〒 _____ 氏名 _____ 申請者との続柄 _____	
対象年度	年 税 額	通知書番号
<input type="checkbox"/> 平成31年度 <small>※令和2年2月以降の納期分</small>	円	
<input type="checkbox"/> 令和 2年度	円	
申請理由	新型コロナウイルス感染症により <input type="checkbox"/> (1) 世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った <input type="checkbox"/> (2) 世帯主の事業収入等の減少が見込まれる	

証明書類の添付について、以下の中から添付した書類にチェック☑を入れてください。

証明 書類 名	申請理由(1) <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し(必須) <input type="checkbox"/> 措置入院勧告書の写し <input type="checkbox"/> 診断書の写し <input type="checkbox"/> その他 (_____) 申請理由(2) <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書(必須) <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し(必須) <input type="checkbox"/> 給与明細書の写し <input type="checkbox"/> 帳簿の写し <input type="checkbox"/> 離職票の写し <input type="checkbox"/> 廃業等届出書の写し <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※本人確認書類の写し：(写真付) 運転免許証・個人番号カード・障害者手帳・パスポート・在留カード・ その他公的機関から発行される身分証明書のいずれか1点。 (写真無) 保険証・介護保険証・障害者手帳・年金手帳・個人番号通知カード・ その他公的機関から発行される身分証明書のいずれか2点。 ※事業等の廃止及び失業による収入減少の場合、離職票や事業の廃業届の写しを添付してください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書で、保険金、損害賠償等により補填された 金額を記入する場合、関係書類を添付し、その他をチェックして書類名をご記入ください。
---------------	--

新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書

年 月 日

申請者氏名

世帯主氏名

○世帯主の減少収入（見込み）額

（単位：円）

◎事業の廃止・失業の場合は該当する方にチェック☑を入れてください。					<input type="checkbox"/> 事業の廃止
					<input type="checkbox"/> 失業
令和2年中の収入見込額					
	どちらかに○をしてください	給与収入	事業収入	不動産収入	山林収入
1月	確定・見込み				
2月	確定・見込み				
3月	確定・見込み				
4月	確定・見込み				
5月	確定・見込み				
6月	確定・見込み				
7月	確定・見込み				
8月	確定・見込み				
9月	確定・見込み				
10月	確定・見込み				
11月	確定・見込み				
12月	確定・見込み				
保険金、損害賠償等により 補填された金額					
合計					

（備考）

- 1 申請月の前の月までは実績を記入してください。
- 2 収入額の見込みは、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入額が減少した実績が確定している2月分～6月分など複数月を基準として、その額を年額換算した金額をもとに、今後の収入額に置き換えるなどして見積もって下さい。

様

御所市長

印

国民健康保険税（新型コロナ）減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険税（新型コロナ）の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

納税義務者 住所及び氏名			
対象年度	年 税 額	通知書番号	
<input type="checkbox"/> 平成31年度	円		
<input type="checkbox"/> 令和2年度	円		
減免区分	<input type="checkbox"/> （1）世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った <input type="checkbox"/> （2）世帯主の事業収入等の減少が見込まれる		
減免割合	<input type="checkbox"/> 全部（前年の合計所得金額が300万円以下） <input type="checkbox"/> 10分の8（ " 400万円以下） <input type="checkbox"/> 10分の6（ " 550万円以下） <input type="checkbox"/> 10分の4（ " 750万円以下） <input type="checkbox"/> 10分の2（ " 1,000万円以下） <input type="checkbox"/> 全部（事業の廃止・失業）		
【減免額】			
保険税額 (A)	×	減少見込みの 事業収入等に 係る平成31年 中の所得 (B)	÷
			世帯主と被保険者 の平成31年中の 所得額 (C)
			=
			対象保険税額 (円未満切捨) (D)
(平成31年度)			
円	×	円	÷
		円	=
		円	=
(D) × 減免割合 = (D)		円	×
		円	×
		/10 = 減免額	円
(令和2年度)			
円	×	円	÷
		円	=
		円	=
(D) × 減免割合 = (D)		円	×
		円	×
		/10 = 減免額	円

様

御所市長 印

国民健康保険税（新型コロナ）減免申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険税（新型コロナ）の減免について、下記のとおり申請を却下しましたので通知します。

記

納税義務者 住所及び氏名			
対象年度	<input type="checkbox"/> 平成31年度 <input type="checkbox"/> 令和2年度	通知書番号	
却下理由			

※ この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から3か月以内に御所市長に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の1から3までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、取消訴訟は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（市長が被告の代表者）として提起しなければなりません。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。